

立駐工技術通達 0509 号

令和 7 年 5 月 7 日

会員各位

公益社団法人 立体駐車場工業会

技術委員会



機械式駐車設備と隣接する建築物（ビル建物）との離隔距離について（通達）

令和 6 年 1 月 1 日に能登半島地震が発生し、輪島市などで最大震度 7 を観測した。この地震により「被害ランク B（破損により大規模な修繕が必要なもの）：鉄骨・プレスの変形（修繕可能）、外装・搬器・入庫車の地上階等への落下、入庫車の横転・落下等」が富山県で 1 基発生した。旧大臣認定（2001 年 3 月以前）技術基準の装置で、現行の認証基準に記されている「水平移動制限装置は、地震時において、機能を失うおそれのある搬器の跳上り、脱輪なども防止する構造」ではないため、搬器が跳上がり、水平移動制限装置の機能が失われ落下に至ったと推察されている。

立駐工技術基準（2001 年 4 月）以降で認定を受けた機械式駐車装置では、被害ランク B の報告は無く、現行の JIS 及び基準を見直す必要は現時点ではないと判断し、国土交通省に報告している。

今回の落下事故は、機械式駐車設備と隣接する建築物（ビル建物）との離隔距離が少なく、地震の揺れにより接触した時の衝撃も搬器の跳上がりの要因の一つと考えられることから、下記の事項に留意し、落下事故防止に努めていただきたい。

- 記 -

60m を超える高さで多く採用されるビル建物躯体内に鉄骨を設けた機械式駐車装置に関しては、JIS B 9991:2023 の解説に「ビル建物く（躯）体内に鉄骨を設けた機械式駐車装置では、ビルく（躯）体側と鉄骨側とで地震時の揺れが異なり、ビルく（躯）体側と鉄骨側との衝突によって大きな水平力が作用するおそれがあるので、ビル側設計者との協議を十分に行って搬器の落下防止に努める必要がある。」と記されている。

60m 以下の高さで多く採用される鋼板等の外壁を要する独立（自立）した鉄骨造の機械式駐車設備においても、地震時の揺れだけでなく、隣接する建築物（ビル建物）との離隔距離について、認証基準の 1 適用範囲「建築基準法及び関連法令の適用が必要な部分については、これらの法令の規定による」他、ビル側設計者との協議を十分に行い、建築物との離隔を確保し、接触による衝撃での搬器落下事故防止を図ること。

以上